

令和8年度労働報酬下限額について

東京都北区公契約条例（令和4年6月21日条例第21号）第7条第2項の規定により、工事又は製造の請負契約の特定公契約に対して令和8年4月1日以降に適用される労働報酬下限額を定めたので、同条例第7条第5項の規定により告示する。

工事又は製造の請負契約に係る業務に従事する特定労働者等に係る労働報酬下限額

(1) 熟練労働者及び一人親方

単位：円（1時間あたり）

NO	職種	労働報酬下限額	NO	職種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	3,454	27	普通船員	3,679
2	普通作業員	3,038	28	潜水士	5,929
3	軽作業員	2,104	29	潜水連絡員	4,298
4	造園工	3,117	30	潜水送気員	4,039
5	法面工	3,780	31	山林砂防工	3,657
6	とび工	3,724	32	軌道工	6,604
7	石工	3,724	33	型わく工	3,713
8	ブロック工	3,645	34	大工	3,443
9	電工	3,859	35	左官	3,803
10	鉄筋工	3,803	36	配管工	3,387
11	鉄骨工	3,353	37	はつり工	3,510
12	塗装工	4,107	38	防水工	4,298
13	溶接工	4,287	39	板金工	4,028
14	運転手（特殊）	3,499	40	タイル工	3,128
15	運転手（一般）	2,880	41	サッシ工	3,747
16	潜かん工	4,197	42	屋根ふき工	4,028
17	潜かん世話役	5,029	43	内装工	3,870
18	さく岩工	4,725	44	ガラス工	3,758
19	トンネル特殊工	4,253	45	建具工	3,870
20	トンネル作業員	3,612	46	ダクト工	3,387
21	トンネル世話役	4,815	47	保温工	3,218
22	橋りょう特殊工	4,129	48	建築ブロック工	3,724
23	橋りょう塗装工	4,107	49	設備機械工	3,150
24	橋りょう世話役	4,725	50	交通誘導警備員A	2,307
25	土木一般世話役	3,870	51	交通誘導警備員B	2,104
26	高級船員	4,467			

(2)(1) 以外（労働者の合意の下、見習い・手元等と使用者が判断する労働者、年金等受給に伴い賃金を調整している労働者等）

単位：円（1時間あたり）

労働報酬下限額	1,637
---------	-------

上記に関わらず、年度途中で最低賃金が改定され、労働報酬下限額が改定後の最低賃金を下回った場合は、その効力発生以後の労働報酬下限額は改定後の最低賃金とする。

令和8年3月6日

東京都北区長

山田加奈子

